

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案の概要

1 放課後健全育成事業について

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を与える事業です。新制度において、その対象者が「おおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」と明確化されました。また、実施主体は市町村となり、事業の実施における設備及び運営についての基準を市町村が条例で定めることと規定されました。

2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

新制度施行に伴い、各市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で定める必要があります。放課後児童健全育成事業を行う者は、事業の設備及び運営の基準を遵守しなければなりません。（放課後児童健全育成事業については、認可では無く、事前の届出制）

この基準についても、国が定める「従うべき基準」または「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で定めることになっています。

【基準の区分】

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	放課後児童健全育成事業の従事者及びその員数
参酌すべき基準	上記以外の事項

3 洲本市の基準案

運営基準の制定にあたっては、国が示した対応方針に準じた規定とすることを基本としています。

4 暴力団排除について

公的給付により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないよう、暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、洲本市暴力団排除条例に定める暴力団員等でないことを求める基準を定めます。

5 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日予定）

【洲本市の基準案】

項目	国の示す基準		本市が定める基準
従事する者	<p>支援員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当する者（児童の遊びを指導する者）であって、都道府県知事の行う研修を修了した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者 <p>経過措置</p> <p>放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること。</p>	従	国の示す基準どおり
職員数	支援員は2名以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。	従	国の示す基準どおり
施設・設備	<p>遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を設置する。</p> <p>専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。</p>	参	国の示す基準どおり。ただし、面積要件について経過措置を定める。
開所日数	<p>開所日数は、年間250日以上とする。</p> <p>開所時間は、小学校の授業の終了の時刻その他の状況を考慮して、一日につき平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。</p>	参	国の示す基準どおり
児童の集団の規模	<p>児童の集団の規模は、おおむね40人以下とする。</p> <p>※児童数がおおむね40人を超えるクラブは、複数の集団に分けて対応するよう努める。</p>	参	国の示す基準どおり ※

項目	国の示す基準		本市が定める基準
その他	設備、食器又は飲用水等の衛生管理、感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止、緊急時等における対応方法、非常災害対策、虐待防止装置、秘密の保持、保護者及び小学校等との密接な連携等について定める。	参	国の示す基準どおり

※ 各児童クラブの定員設定については、各クラブでの出席率等を考慮し、個別に定め運用を行うこととする。